

新型コロナウイルスや原油・原材料価格高騰等の影響を受ける区内中小企業者の皆様へ

新宿区中小企業向け制度融資

商工業緊急資金（特例） 令和6年度申請受付中

金利負担なし
（全額利子補助）

信用保証料負担なし
（全額保証料補助）

同一資金内での
借換・追加融資可

新宿区では、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢や原油・原材料価格高騰等により事業活動の影響を受ける区内中小企業者を支援するために「商工業緊急資金（特例）」の申請を受付しております。区内中小企業者が区のおっせんを経て取扱金融機関から融資を受けた場合に、利子及び信用保証料の補助を行います。（融資実行の可否は取扱金融機関が決定します。）

貸付限度額	貸付期間 （うち据置期間）	資金使途	金利 信用保証料
2,000万円※1	10年以内 (24か月以内)	運転資金 設備資金 借換※2	本人負担なし (区全額補助)

※1 令和6年度以前の実行分も含め、同資金の実行額の合計が2,000万円に達した以降の申込はできません。

※2 借換対象融資は、令和2年3月18日～令和4年7月31日までにあっせんした同一資金に限ります

<対象者>

基本3要件（裏面に記載）に該当し、かつ次の(1),(2)の条件を全て満たす中小企業者

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢や原油・原材料価格高騰等の影響により一時的に売上の減少等、業況悪化をきたし資金繰りを必要としている
- (2) 申込月の直近6か月間のうち任意の3か月間における売上高、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同期と比較して減少している

<受付期間>

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

【問い合わせ先・申請先】

新宿区文化観光産業部産業振興課・融資担当
〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階
☎3344-0702 Fax3344-0221

※事前予約制

新宿区 制度融資 商工業緊急

検索



<概要>

貸付額：2,000万円以下 貸付期間：10年以内（うち据置期間24か月以内）

資金使途：運転資金・設備資金・借換※

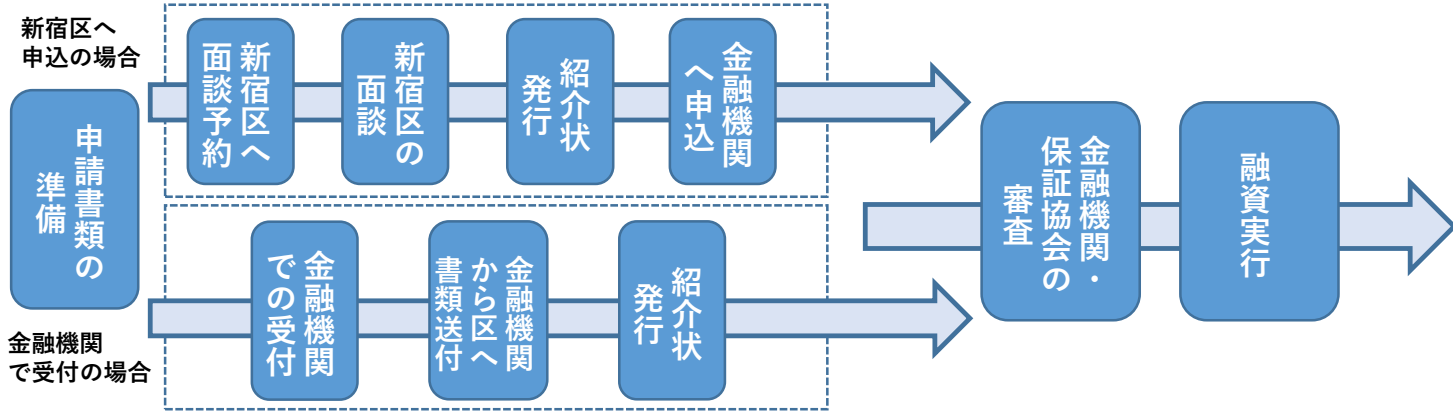
（※借換対象融資は、令和2年3月18日～令和4年7月31日までにあっせんした同一資金に限ります。）

<基本3要件>

- （1）法人※1は、次の要件をいずれも備えていること
 - ①区内に本店（営業の本拠）があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が登記日から1年以上区内にあること
 - ②本店と本店登記が区内の同一所在地にあること *バーチャルオフィスは不可
- （2）個人※1は、区内に事業所（営業の本拠）があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業していること（個人事業主で区内在住1年以上の場合は都内の事業所も可）
- 2 東京信用保証協会の保証対象業種※2を営んでいること
- 3 住民税、事業税を滞納していないこと

※1 1期以上確定申告を行っていて面談時に納税証明書を提出できること
 ※2 許認可・届出等を要する場合、当該許認可等を受けていること

<融資実行までの流れ> 区の面談のほか、一部取扱金融機関で受付可能です



<必要書類一覧>

下表に記載の書類

令和6年追加

- ・商工業緊急資金（特例）申請書
- ・売上高等の確認資料※確認後返却いたします

法人		
チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/> 制度融資紹介申込書	本紙中面に掲載 ※新宿区 HP からダウンロード可能
2	<input type="checkbox"/> 法人事業税の納税証明書	都税事務所で発行 ※発行日より3か月以内のもの ※法人税確定申告書の申告年度と対応したもの ※非課税の場合でも必要
3	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書	課税証明書は不可 住所地の区役所等で発行 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※複数代表・連帯債務の場合は各人分必要 ※納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※発行日より3か月以内のもの
4	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 (法人の登記簿謄本)	現在事項全部証明書は不可 法務局出張所で発行 ※発行日より3か月以内のもの
5	<input type="checkbox"/> 法人税確定申告書（別表すべて） と決算書（勘定科目内訳書を含む） の全ページのコピー 2部 ※税務署受付印のあるもの	※電子申告をしている方は「法人税のメール 詳細」をあわせて添付 ※直近の1期分まで可 ※1期以上申告を行っていることが必要
6	<input type="checkbox"/> 試算表のコピー 2部 (貸借対照表及び損益計算書)	決算後、6か月を超えた場合はその後の試算表 が必要（決算の翌月から申込月の前月または前々 月までの累計がわかるもの）
7	<input type="checkbox"/> 見積書のコピー	設備資金の場合は業者の有効期間内の 見積書が必要（見積の内訳があるもの） ※請求書、契約書でも可 ※原則発行企業の社印があるもの（担当者印は不可） ※有効期間の記載がない場合、発行日から1か月間とする ※宛名は法人名とする ※支払済のものは融資対象外
8	<input type="checkbox"/> 法人の実印	

個人		
チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/> 制度融資紹介申込書	本紙中面に掲載 ※新宿区 HP からダウンロード可能
2	<input type="checkbox"/> 個人事業税の納税証明書	都税事務所で発行 ※発行日より3か月以内のもの ※非課税の場合は不要
3	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書	課税証明書は不可 住所地の区役所等で発行 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※連帯債務の場合は各人分必要 ※納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※発行日より3か月以内のもの
4	<input type="checkbox"/> 住民票	※発行日より3か月以内のもの ※住所が1年以上区内にあることがわかるもの ※新宿区外（東京都内に限る）に営業の本拠があり、 新宿区内に許以上お住まいの方のみ必要
5	<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書の全ページの コピー 2部 ※税務署受付印のあるもの	青色申告決算書、収支内訳等付属 書類のあるもの ※電子申告をしている方は、「所得税のメール 詳細」をあわせて添付 ※直近の1期分まで可 ※1期以上申告を行っていることが必要
6	<input type="checkbox"/> 見積書のコピー	設備資金の場合は業者の有効期間内の 見積書が必要（見積の内訳があるもの） ※請求書、契約書でも可 ※原則発行企業の社印があるもの（担当者印は不可） ※有効期間の記載がない場合、発行日から1か月間とする ※宛名は個人事業主の氏名とする ※支払済のものは融資対象外
7	<input type="checkbox"/> 個人の実印	